【報道発表資料】

令和5事務年度 法人税等の調査事績の概要

令和6年12月熊本国税局

I 調査事績の概要

- 1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要
- 2 源泉所得税等の調査事績の概要

Ⅱ 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
- 2 海外取引法人等に対する取組
- 3 無申告法人に対する取組

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・ 悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,947件(前 年対比99.3%)について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,394件(同96.4%)、その申告漏れ所得金額は146億3百万円(同128.0%)、追徴税額は38億37百万円(同111.8%)となっています。

- (注)1 令和5事務年度の調査事績は、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和5年7月から 令和6年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。
 - 2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

〇 法人税の実地調査の状況

		事務年月					令和	14	令 和	15
項	目						件数等	前年対比	件数等	前年対比
実	地	調	査	件	数	1	件	%	件	%
大	تا ۲	叩		IT 3	双	ı	1,960	124.3	1,947	99.3
非	違が	あ	っ	た件	数	2	件	%	件	%
2	Æ /3			/_	<i>3</i> .	<u>_</u>	1,446	126.5	1,394	96.4
	うち不正計算があった件		上数	3	件	%	件	%		
	7.5.1	ш рі ,) /3	W) 7 / L	1 30		366	116.9	383	104.6
申	告 漏	れ	所	得 金	額	4	百万円	%	百万円	%
т.	— //н	10	771	14) 71	712		11,411	80.3	14,603	128.0
	うち	不]	E 所	得 金	額	5	百万円	%	百万円	%
	うち不正所得金	业口)	3,815	73.3	5,311	139.2			
調	査に	よる	追	徴税	額	6	百万円	%	百万円	%
ᄱ	且 1~	<i>o o</i>		1玖 1儿	印只	U	3,432	103.4	3,837	111.8
	うち	加	算	税	額	7	百万円	%	百万円	%
) 5	Ŋμ	7	f 17.C	钦	,	603	103.4	631	104.7
不	正発	見	割	合 (3	3/1)	8	%	ホ [°] イント	%	ぉ゚イント
. 1	正 元	ناز	נים	Ц ((, 1,	0	18.7	▲ 1.1	19.7	1.0
調	査 1 件	当た	りの	申告漏	れ	9	千円	%	千円	%
所	得	金	客	頁 (4	1/1)	3	5,822	64.6	7,500	128.8
不	正 1	件	当	たり	の	10	千円	%	千円	%
不	正 所	得	金	額 (5	5/3)	10	10,422	62.7	13,867	133.0
調	査 1	件	当	たり	9	11	千円	%	千円	%
追	徴	税	客	<u> </u>	6/1)	11	1.751	83.2	1.971	112.5

(注)調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和5事務年度においては、法人消費税について、1,927件(前年対比99.4%)の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は 1, 132件(同 95.9%)、その 追徴税額は 30億 53百万円(同 114.7%)となっています。

〇 法人消費税の実地調査の状況

	事務年度等						令和	Π4	令和	句5
項	目				_		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実	地	調	査	件	数	1	件	%	件	%
~	تام	D/4J		П	<i>5</i> ,5	'	1,939	124.9	1,927	99.4
非	違が	あ	2	た件	数	2	件	%	件	%
ラト	连 //.			/ <u> </u>			1,180	122.3	1,132	95.9
	うた不	正計1	笛 が	あったん	丛 米 石	3	件	%	件	%
	うち不正計算があった件数			丁 双	X 3	313	114.7	335	107.0	
調査によ		よる	る 追 徴	徴税	額	4	百万円	%	百万円	%
口/叮	調査による追倒		1以 1九	九 时 ,		2,661	140.9	3,053	114.7	
	うち不正計算に係る追徴税額			4台 安百	5	百万円	%	百万円	%	
				1九 6只)	540	148.4	714	132.3	
調	査 1	件	当	たり	の	6	千円	%	千円	%
追	徴	税	客	頁 (4/1)	О	1,372	112.8	1,584	115.5
不	正 1	件	当	たり	の	7	千円	%	千円	%
追	徴	税	Ź	額 (5/3)	/	1.724	129.4	2.131	123.6

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和5事務年度においては、源泉所得税等について、2,346件(前年対 比97.8%)の実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は719件(同96.6%)で、その追徴税額は7億43百万円(同88.9%)となっています。

〇 源泉所得税等の実地調査の状況

事務年	度等	令?	14	令	和5
項目		件 数 等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	件 151,569	% 100.5	件 151,526	% 100.0
実 地 調 査 件 数	2	件 2,399	% 123.9	件 2,346	% 97.8
非 違 が あ っ た 件 数	3	件 744	% 114.1	件 719	% 96.6
調査による追徴税額	4	百万円 836	% 153.1	百万円 743	% 88.9
調 査 1 件 当 たりの追 徴 税 額 (4/2)	5	千円 349	% 123.8	千円 317	% 90.9

(注)調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

- 1 消費税還付申告法人に対する取組
 - ~ 不正に還付申告を行っていた法人から73百万円を追徴 ~
- ▶ 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると認められる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

	事務年度等					年度等	令 和	14	令和	Д5
項	目						件数等	前年対比	件数等	前年対比
実	地	調	査	<u>/</u>	上 数	. 1	件	%	件	%
大	가 じ	叩	且	1	F 32	'	179	113.3	168	93.9
非	違が	あ	2	た	件 数	2	件	%	件	%
JF	连 //	כש	<i></i>	/_	IT 32		123	111.8	108	87.8
	うた不	で 正 計 質 が なっ た 此 粉				3	件	%	件	%
	751	, TE 91	升 小	כי נמי	りょに 計 剱		31	110.7	24	77.4
≘⊞	調 査 に よ る 追 徴 税 額				i 4	百万円	%	百万円	%	
7月			1九 台	4	970	63.2	972	100.2		
	うち不正計算に係る追徴税額		. 額 5	百万円	%	百万円	%			
			į J	121	228.3	73	60.3			
調	査 1	件	当	<i>t</i> =	IJ σ.	9	千円	%	千円	%
追	徴	税		額	(4/1) 0	5,418	55.8	5,785	106.8
不	正 1	件	当	た	IJ σ.	7	千円	%	千円	%
追	徴	税		額	(5/3) /	3,891	206.6	3,040	78.1

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組(法人税)

~ 海外取引等に係る調査で15億36百万円の申告漏れを把握 ~

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- → 令和5事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を168件(前年対比 100.0%)実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、50件(同 100.0%)、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を15億36百万円(同 227.2%)把握しました。

〇 海外取引法人等に対する実地調査の状況

	事務	年度等	令?	和4	令和5		
項			件数等	前年対比	件 数 等	前年対比	
-	ᇓ		件	%	件	%	
実	出 期 査 件 数	'	168	88.0	168	100.0	
海	外取引等に係る) (件	%	件	%	
非	違があった件数	2	50	156.3	50	100.0	
	うち不正計算があった件数	3	件	%	件	%	
			6	75.0	1	16.7	
海	外取引等に係る)	百万円	%	百万円	%	
申	告漏れ所得金額	[4	676	79.9	1,536	227.2	
	ミナテエデタムが	<u> </u>	百万円	%	百万円	%	
	うち 不 正 所 得 金 額	5	75	31.1	1	1.3	

2-2 海外取引法人等に対する取組 (源泉所得税等) ~ 海外取引等に係る源泉所得税等で7百万円を追徴 ~

- ➢ 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対する支払(非居住者等所得)について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- → 令和5事務年度においては、非居住者に対する給与その他人的役務の提供に対する報酬の支払について源泉所得税等の課税漏れを9件(前年対比64.3%)把握し、7百万円(同2.9%)を追徴課税しました。

〇 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

事務年	度等	令和	14	令和5		
項目		件 数 等	前年対比	件数等	前年対比	
		件	%	件	%	
非 違 が あ っ た 件 数	1	14	100.0	9	64.3	
		百万円	%	百万円	%	
調査による追徴本税額	2	228	670.6	7	2.9	

3 無申告法人に対する取組 ~ 無申告法人から2億57百万円を追徴 ~

- ▶ 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- → 令和5事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税80百万円(前年対比43.0%)、消費税1億78百万円(同108.5%)、合わせて2億57百万円(同73.4%)を追徴課税しました。
- ⇒ このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対して、法人税 41百万円(同31.3%)、消費税37百万円(同74.0%)を追徴課税しました。

〇 無申告法人に対する実地調査の状況

	事務年	E度等	令和	14	令 和	□ 5	
項			件数等	前年対比	件数等	前年対比	
	후바部木 <i>바粉</i>	1	件	%	件	%	
	実地調査件数	1	27	55.1	46	170.4	
	こと アナミ 体 バセーと ルギ		件	%	件	%	
法人税	うち不正計算があった件数	2	2	66.7	3	150.0	
	ニョネルートフトウルレエンカエ		百万円	%	百万円	%	
	調査による追徴税額	3	186	63.7	80	43.0	
	こと ナナー はいと といとし になっちぬになさ	4	百万円	%	百万円	%	
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	131 54.1	41	31.3		
			件	%	件	%	
	実地調査件数	5	24	61.5	42	175.0	
	<u> </u>		件	%	件	%	
消費税	うち不正計算があった件数	6	1	33.3	3	件 % 46 170.4 件 % 3 150.0 百万円 % 80 43.0 百万円 % 41 31.3 件 % 42 175.0 件 % 3 300.0 百万円 % 178 108.5 百万円 % 37 74.0 百万円 % 257 73.4 百万円 %	
貧 税	- 田本 / - 니 フ ` 白 ᄱᆄᄯᅛᇶᆽ	_	百万円	%	百万円	%	
1,50	調査による追徴税額	7	164	108.5			
	3.4 子丁引体 1.4 大 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1.1 1		百万円	%	百万円	%	
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	50	100.0	37	74.0	
-m -k	調査による追徴税額合計		百万円	%	百万円	%	
調省 			350	63.8	257	73.4	
	ことナナー	10	百万円	%	百万円	%	
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	10	181	62.0	79	43.6	

(注)調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。